

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条及び岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第6条の規定により公告する。

令和8年8月20日

岡山市長 大 森 雅 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量  
路線バス仕様車（小型バス車両） 2台
- (2) 納入場所  
岡山市内指定箇所
- (3) 納入期間  
令和9年3月31日まで
- (4) 支払条件  
納入後とし、検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要  
路線バス仕様車（小型バス車両） 2台

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。

#### 3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間  
申請期間 公告日から令和8年9月14日（月）まで  
\*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。  
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）  
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）  
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）  
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>）
- (3) 提出方法  
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）  
\*締切期限内に必着であること。  
\*提出方法を変更する場合があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。  
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>）
- (4) 申請書類の入手方法  
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

#### 4 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
契約課（岡山市役所本庁舎5階）及び岡山市ホームページ  
電話 086-803-1156  
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>）
- (2) 入札説明書は、令和8年8月20日（木）から令和8年10月1日（木）まで、契約課で無償で交付するほか、岡山市ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。
- (3) 入札説明会は実施しない。
- (4) 質問は、令和8年9月3日（木）午後4時までに、電子メール又はファクスの方法で行うこと。  
なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。件名に「入札質問（路線バス仕様車（小型バス車

両) )」と明記すること。質問の回答は令和8年9月7日(月)午後4時に岡山市ホームページに掲載する。入札に参加する者は、質問の回答を確認した後に入札すること。また、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

(質問到達確認先TEL 都市整備局都市・交通部交通政策課 086(803)1376 , 契約課 086(803)1156)

※問い合わせ先

＜仕様書に関する質問＞

岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課

ファクス 086-234-0435

E-mail koutsuuseisaku@city.okayama.jp

＜入札、契約に関する質問＞

契約課

ファクス 086-803-1736

E-mail keiyaku@city.okayama.jp

- (5) 入札書の受付は、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒(物品専用封筒:青色)を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付ける。ただし、入札説明書中4「入札書の提出に関する事項」(4)を確認したうえで令和8年9月17日(木)以降に郵送することとし、岡山大供郵便局に令和8年9月30日(水)までに必着のこと。

＜宛先＞

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課宛

- (6) 開札日時

令和8年10月1日(木) 午前11時から、岡山市役所5階契約課第2入札室

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

## 5 参加資格の確認に関する事項

- (1) 参加資格確認申請書類

岡山市物品購入等郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要綱」という。)第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

添付書類 ①指名停止等措置状況調書

②納入物品明細書

確認申請書及び添付書類(以下「確認申請書等」という。)は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

- (2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

\*受付は原則窓口受付とする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

ただし、参加資格確認対象者となった者が確認申請書等を持参することが困難な場合、必ず契約課へ電話すること。

電話 086-803-1156

- (3) 確認申請書等受付期間

令和8年10月5日(月) 午後5時15分まで

\*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

- (4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階契約課

## 6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含めた額。)の100分の5以上の額とする。

- (2) 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の保証を提供することができる。

- (4) 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。(入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金

金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。)

#### 7 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日(市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内)の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること(契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。))。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。)の制限の範囲内において、最低価格をもって有効な入札を行ったものを確認対象者とする。
- (2) 確認対象者となった者は、この公告で示されている期日までに確認申請書等を提出しなければならない。審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、確認対象者を落札者とする。なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない

#### 9 契約書の作成の要否 要

#### 10 入札の無効について

郵便入札実施要綱第9条に該当する入札は無効とする。

#### 11 その他

- (1) この調達 は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 日本語以外の言語で記述された文書を提出する際は、必ず日本語訳を併せて提出すること。
- (4) その他詳細は入札説明書による。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
契約課  
電話 086-803-1156  
ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>)

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Two specially customized city buses (Minibus)
- (2) Time-limit for submission of the tender document by registered mail: September 30, 2026
- (3) Date and time of tender: 11:00 AM, October 1, 2026
- (4) Contact point for the notice: Contract Division, Finance Department, Finance and Budget Bureau, City of Okayama, 1-1-1 Daiku, Kita-ku, Okayama-city 700-8544 Japan Tel:086-803-1156

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量  
路線バス仕様車（小型バス車両） 2台
- (2) 納入場所  
岡山市内指定箇所
- (3) 納入期限  
令和9年3月31日まで
- (4) 支払条件  
納入後とし、検査合格後、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要  
路線バス仕様車（小型バス車両） 2台

### 2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）若しくは岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。

### 3 入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、本市有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間  
申請期間 公告日から令和8年9月14日（月）まで  
＊岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。  
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）  
岡山市財政局契約課（以下「契約課」という。）  
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）  
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>
- (3) 提出方法  
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）  
＊締切期限内に必着であること。  
＊提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。  
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0.html>
- (4) 申請書類の入手方法  
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

### 4 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）（以下「指定封筒」という。）を用いること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (3) 入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。
- (4) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。なお、郵便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。

- (5) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。
- (7) 指定封筒は**契約課物品契約係**で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を「700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所契約課」まで送付すること。

## 5 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記8の参加資格の確認を行うまでもなく、下記6(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
  - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

## 6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書の対象物件名又は入札者が相違する入札
- (10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札

- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

## 7 入札の失格に関する事項

下記 8 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。ただし、確認対象となった者が、申請書提出前に、上記 7 のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 市長は、上記 (1) により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2 順位の入札書を提出をした者（以下「第 2 順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記 (2) により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、第 3 順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記 (2) (3) により参加資格の確認を行う場合は、上記 (1) を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 2 日後（休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記 (1)～(6) にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 9 落札者の決定に関する事項

市長は、上記 8 (1)～(7) の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

## 10 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 11 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金
  - ① 入札保証金の額は、見積もった契約予定総金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の 100 分の 5 以上の額とする。
  - ② 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。
    - ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
    - イ 入札保証保険契約を締結したとき
  - ③ 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
  - ④ 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後 3 時までに領収書を契

約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後３時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金

- ① 契約金額の１００分の１０以上の額を納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ② 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から７日以内）の午後３時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後３時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

1 2 その他

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において２者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

問い合わせ先

（入札、契約について） 岡山市北区大供一丁目１番１号  
契約課  
電話 （086）803-1156 （直通）  
FAX （086）803-1736

# 入札（見積）書

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

ただし

品 名 路線バス仕様車（小型バス車両）

規 格 仕様書のとおり

数 量 2 台

岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）及び関係書類（仕様書及び図面）並びに見本等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

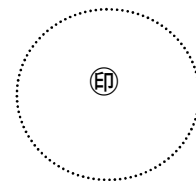
令和 8 年 1 0 月 1 日

岡 山 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名



| くじ用数字 |  |  |
|-------|--|--|
|       |  |  |

# 路線バス仕様車（小型バス車両） 仕様書

## 第1 総則

- 1 この仕様書は、令和6年3月に策定した岡山市地域公共交通利便増進実施計画に位置づけた支線系統の運行に使用する小型バス車両（以下、「車両」という。）の調達について、必要な事項を定める。
- 2 調達する車両は2台である。

全ての車両は、完成後、道路運送車両の保安基準、その他の法令等に適合するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）用の車両として登録されるものであること。
- 3 受注者は、仕様書の内容を吟味、了承し、不明な点は発注者に質問し、発注者の仕様による付属品及び装備品等の運用等を十分に認識したうえで契約を行うこと。
- 4 契約後に疑義が生じた場合は、全て発注者の解釈に従うものとする。なお、仕様についての説明及び補足説明並びに質疑応答に関する事項は、全て本仕様書の補完事項とする。
- 5 受注者は、契約後20日以内に発注者と細部について打合せを行い、打合せ後10日以内に、その内容についての記録を提出すること。なお、打合せ後、仕様に係る付属品及び装備品等に型式、形状等の改良、変更が生じた場合には、同等品以上の製品により代替可能とするが、製品、資料等を提示するとともに、事前に発注者の了承を得ること。
- 6 本件で調達する車両の所有者は岡山市、使用者は岡山市内の路線バス運行事業者（詳細は別途通知）とする。

## 第2 提出書類及び検査

- 1 受注者は、車両の製作に先立ち、仕様にかかる次の関係図書を発注者に提出し、担当者の承認を得ること。提出部数は各2部とし、1部は承認した旨を付して受注者に返却するので、製作の過程における基礎資料とすること。
  - (1) 工程表
  - (2) ギ装四面図
  - (3) 付属品・装備品及びその取付配置図
  - (4) 配線図
  - (5) その他、発注者が指示するもの
- 2 本仕様書及び承認図書に基づく過程において、ギ装上又は進行に伴う諸般の事由により不具合が生じた場合は、その内容を速やかに発注者に連絡し、担当者の指示に従うものとする。なお、変更に係る内容等については、双方が協議の上、確認書等を取り交わし誤りのないようにすること。
- 3 検査は、中間検査及び完成検査とし、工程表に基づいて発注者が適当と判断する時期に、担当者が立会の上、本仕様書及び承認図書、打合せ記録等に基づいて実施する。なお、検査は、受注者側の日本国内工場（代理店含む）において実施するが、その内容等は次のとおりとする。
  - (1) 中間検査は、製作中の車両における組立状況、付属品及び装備品とその取付状態の確認とし、検査での結果に対する評価を付すまでを内容とする。
  - (2) 完成検査は、製作した車両における総合的な検査を内容とし、結果に対する評価を付すまでを内容とする。

(3) 受注者は、評価により不合格とした箇所については、速やかに修理・修復し、再検査を受けること。

4 受注者は、納入時に必需書類のほかに、次のものを提出すること。

(1) 完成車両の写真（カラー）

ア 斜め（概ね 40 度）からの前後の左右面 各 1 枚

イ 両側面及び前後 各 1 枚

(2) 車両、付属品及び装備品の取扱説明書 各 1 部

(3) 自動車検査証、リサイクル券（A・B・C） 各 1 部

(4) 自動車損害賠償責任保険証明書 1 部

(5) 納品書及び内訳書 各 1 部

(6) 保証書、その他受注者が必要とするもの 必要数

5 検収は、陸運支局の新規登録（事業者用（営業）登録とする）等検査に合格後、発注者が本仕様書及び承認図書、打合せ記録等に基づく内容、作動状況等の検査を実施し、良好と認めた後、受注者から車両等を受領して完了とする。

### 第3 車両及び車種

1 シャシは、機関、車体強度、車体安定性等の各性能に優れ、発注者の仕様により登録される車両総重量に常時耐えられるもの又は強化されたものとし、次の諸元に該当する新車の中から採用するものとする。ただし、製作に着手する以前にシャシ等が改良変更された場合には、新規のものを採用することとする。なお、シャシに付属する取付装備品は、メーカー公表の標準装備品によるものとする。

<想定車種> 日野自動車：ポンチョ（ロング 2ドア） ※同等品可

2 車両は、省燃費と環境に配慮し、最新の排出ガス規制に適合したディーゼル仕様とすること。また、国土交通省が認定する標準仕様に基づいて設計されているノンステップバスとすること。主要諸元は次によること。

ア エンジン

(ア) 総排気量 5,000cc 以上

(イ) 最高出力 132kw（180Ps）以上

イ 駆動方式 前2－後4駆動

ウ 変速装置 オートマチックトランスミッション

エ 車両寸法

(ア) 全長 7,000mm 以下

(イ) 全幅 2,080mm 以下

(ウ) 全高 3,100mm 以下

(エ) ホイールベース 4,825mm 以下

オ 車内寸法

(ア) 室内長 5,600mm 以上

(イ) 室内幅 1,920mm 以上

(ウ) 室内高 2,440mm 以上

カ 車両総重量 8t 未満

|          |         |
|----------|---------|
| キ 乗車定員   | 32 人以上  |
| ク 最小回転半径 | 7.7m 以下 |

### 3 車種は、次によること。

- ア 乗降扉は2ドアでスライド式とし、後方扉から乗車、前方扉から降車する方式（車いす使用者は除く）とすること。
- イ フロント・サイド・リヤウインド、左方視界窓は、UV カット及び遮熱性能、視線制御機能を有すること。また、サイド・リヤウインドのガラスの色は黒系統色とすること。
- ウ 運転席窓、左方視界窓はヒーター付きとすること。
- エ 乗客室（運転席側）のサイドウインドは、上部に開閉可能な窓を設置すること（非常扉の窓は除く）。
- オ バックミラーはヒーター付きとすること。
- カ 操作装置は、右ハンドル、パワーステアリング方式とすること。
- キ ABS（アンチロックブレーキシステム）装置を有していること。
- ク 燃料タンク容量は100L 以上であること。
- ケ 燃料タンクのキャップは鍵付きとすること。
- コ 給油ノズルの抜き差し時の損傷を防止するため、注油口の外板は全周ステンレス巻きとすること。
- サ 油分等の飛散防止のため、ミストキャッチャーを設置すること。
- シ 霧や悪天候時の視界を確保するため、フォグランプを取り付けること。
- ス 後続車からの視認性確保のため、ハイマウントストップランプを取り付けること。
- セ 座席下など、乗客室にヒーターを配置する場合は、ヒーターユニットカバーの損傷を防ぐため、ステンレス製とすること。
- ソ バッテリーは、車両の設備や一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）としての運行の用に供するため必要な機器類の作動に支障のない容量を備えること。
- タ オルタネーターは、24V－90A 以上とし、車両装備及び積載資機材に対して、十分な電気容量を確保できるものであること。
- チ 車高調整装置を備えること。また、ニーリング機能を有すること。
- ツ その他の取付装備品等は、メーカー公表の標準装備品によるものとする。

## 第4 車両付属品及び車両装備

- 1 車両の付属品及び装備は、別表1「車両付属品及び車両取付装備品及び改造」のとおりとし、取付費用も含む。また同等品とする場合は、発注者の承認を得られたもののみとし、製品にかかる性能・規格の公示仕様書、定価証明、互換する製品の比較に関する書面を事前に添付すること。なお、本件で調達する車両は、(株)両備システムズのバスロケーションシステム「Bus-Vision」を導入することとしており、当該システムを支障なく稼働できる機器（別表1 No.36～50）を採用すること。
- 2 本件とは別に、運転席の脇に IC 運賃収受器及び IC 運賃収受器にかかる付属機器を、乗車口に IC 乗車リーダー及び整理券発行器を調達・架装する発注を行う。車両登録前にこれらの機器を設置できるよう当該受注者と必要な調整を行うこと。なお、これら機器類の本体費用及び取付費用は本仕様書には含まないものとする。
- 3 その他、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）としての運行の用に供するため必要

な改造及び装備を行うこと。

## 第5 定員及び座席

1 定員 32 人（座席 16 人、立席 15 人、乗務員 1 人）

2 座席

ア 座席の一部は折りたたみ式等とし、車椅子使用者が車椅子に着座した状態で乗車できるスペースを確保すること。

イ 最後部の座席は、前方へのずり落ち、転倒の防止策を図ること。

ウ 座席配置の詳細については、発注者と別途協議すること。

※座席の配置に合わせ、降車ボタンや乗客握り棒、仕切り等を適切に配置すること。

## 第6 外装及び内装

1 外装ラッピング

- ・車両正面：全面インクジェットシート貼り、一部カッティングシート貼り
- ・車両両側面（窓含む）：全面インクジェットシート貼り、一部カッティングシート貼り
- ・車両背面：全面インクジェットシート貼り、一部カッティングシート貼り
- ・車両天井面：一部カッティングシート貼り

車両のデザインは別紙2「車両の概略デザイン図」を参考にすること。

詳細については発注者より別途指示を行う。

2 内装ラッピング

- ・運賃収受機周辺：全面インクジェットシート貼り、一部カッティングシート貼り
- ・乗降扉周辺：インクジェットシート貼り、一部カッティングシート貼り

詳細については発注者より別途指示を行う。

3 ボディカラー

黒系統色

詳細については発注者と別途協議すること。

4 シートカバー

車両の概要及びシートタイプは別紙3のとおり）

（数量）

タイプ①1人がけ：4枚（1台あたり2枚×2台分）

タイプ②2人がけ：6枚（1台あたり3枚×2台分）

タイプ③2人がけ（折りたたみ）：4枚（1台あたり2枚／台×2台）

タイプ④後部座席：2枚（1台あたり1枚×2台）

（校正）

2回まで（見本を提出し、確認を受けること）※簡易色校正を含む

（デザイン）

シートカバーのデザイン仕様は別紙4のとおり

製作に必要な版下データ及び色指定は担当課より提供する。（ファイル種別は

「png」「jpeg」「ai」）

## 第7 補則

- 1 保証期間は納入日から1年間（積載機器、付属品等で、保証期間が1年よりも長期設定されているものについては、その期間とする。）とするが、保証期間経過後といえども、設計、使用資材、ぎ装等における不備・欠陥、これらに起因する故障、破損等の一切は、受注者側の責任において速やかに修理、修復又は交換を行うこと。
- 2 完成車の納入期限は、令和9年3月31日（水）までとする。 ※早期の納品に努めること。
- 3 納入場所は、岡山市内（発注者の指示するところ）とする。
- 4 受注者は、発注者及び使用者に対し、安全に運用するための操作・技能についての説明を行い、安全に対する提言と点検整備に必要な情報を提示すること。
- 5 本仕様書に基づく手続き、車両の登録に係る手続き等の諸費用は、すべて受注者側の負担とする。ただし、自動車税、自動車損害賠償責任保険料は、発注者の負担とする。
- 6 担当者 交通政策課地域公共交通推進室 担当 長谷川・山縣・黒川 （086-803-1376）

※想定車種、付属品及び装備品を参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法（FAXまたはEメール）によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。付属品及び装備品については、製品にかかる性能・規格の公示仕様書、定価証明、互換する製品の比較に関する書面を添付すること。

後継製品で見積もる場合においても同様に提出・承認を受けること。（必要に応じて担当者までカタログ・見本等を持参することを可とする。）

回答は、入札・契約ホームページに掲載する。

なお、「第1 総則 5」のとおり、打合せ後、仕様に係る付属品及び装備品等に型式、形状等の改良、変更が生じた場合には、同等品以上の製品により代替可能とするが、製品、資料等を提示するとともに、事前に発注者の了承を得ること。

別表 1

## 車両付属品及び車両取付装備品及び改造

| 番号 | 品名 及び 改造         | 参考製品 | 数量 | 備 考                                                                              |
|----|------------------|------|----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ナンバー灯カバー取付       | —    | 一式 |                                                                                  |
| 2  | LED式車外乗降口照射灯     | —    | 一式 | 前方扉上部、後方扉上部に設置                                                                   |
| 3  | LED式路肩灯          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 4  | 乗降中表示灯           | —    | 一式 | 車椅子表示付き                                                                          |
| 5  | バスジャック警告灯用緊急スイッチ | —    | 一式 | LED式行先表示器と連動                                                                     |
| 6  | 運転席前サンバイザ        | —    | 一式 | 回転式：使用・不使用時の切り替えや角度調整ができるようにすること<br>上下2段式：回転式サンバイザ上部（行先表示器と窓枠の隙間）にもサンバイザを取り付けること |
| 7  | 運転席荷物棚           | —    | 一式 |                                                                                  |
| 8  | 運転席照射灯           | —    | 一式 |                                                                                  |
| 9  | 運転席右スイッチボックス     | —    | 一式 | 放送装置用のボタン等をまとめて配置できるサイズのボックスを装備                                                  |
| 10 | カメラ              | —    | 一式 | 後退時車両直後確認用<br>レンズにシャッターを取り付けること                                                  |
| 11 | モニター             | —    | 一式 | 7型ワイドカラーモニター<br>後退時車両直後確認用                                                       |
| 12 | 床面ノンスリップ材        | —    | 一式 |                                                                                  |
| 13 | LED式室内灯          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 14 | LED式車内乗降口照射灯     | —    | 一式 | IC車載器端末上部、後方扉上部に設置                                                               |
| 15 | 車椅子固定装置          | —    | 一式 | 1台分                                                                              |
| 16 | 車椅子固定装置収納箱       | —    | 一式 | 1台分                                                                              |
| 17 | 車椅子用スロープ板        | —    | 一式 |                                                                                  |
| 18 | 車椅子用スロープ板収納ボックス  | —    | 一式 |                                                                                  |
| 19 | ベビーカー固定ベルト       | —    | 一式 | 1台分                                                                              |
| 20 | 運転席仕切            | —    | 一式 |                                                                                  |
| 21 | 天井・立席握棒          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 22 | 吊革               | —    | 一式 | 9個設置                                                                             |
| 23 | 室内確認ミラー          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 24 | 乗降確認ミラー          | —    | 一式 | 前方扉上部、後方扉上部に設置                                                                   |
| 25 | 法定表示銘板           | —    | 一式 | 危険物持込禁止、出口札、お願い札、禁煙、乗降注意ラベル                                                      |
| 26 | 天井R部広告枠          | —    | 一式 | B3サイズ<br>アクリルバンドレール式                                                             |
| 27 | 非常三角停止板          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 28 | 点検ハンマー           | —    | 一式 |                                                                                  |
| 29 | マイクジャック          | —    | 一式 |                                                                                  |
| 30 | マイク              | —    | 一式 |                                                                                  |
| 31 | 車内スピーカー          | —    | 一式 | 2箇所設置                                                                            |
| 32 | 車外スピーカー          | —    | 一式 | 1箇所設置                                                                            |

|    |                      |                        |    |                                           |
|----|----------------------|------------------------|----|-------------------------------------------|
| 33 | インターホン               | —                      | 一式 | 後方扉に設置                                    |
| 34 | 降車合図装置               | —                      | 一式 | 車いす対応型の運転席表示灯、リセットスイッチ、制御ユニット、降車ボタン16箇所取付 |
| 35 | 路線図枠                 | —                      | 一式 | B3サイズ<br>運転席の背後に取付                        |
| 36 | AGSメインユニット           | クラリオン<br>CA9000AA      | 一式 | 音声合成放送装置                                  |
| 37 | 系統設定機                | クラリオン<br>CK5000AA      | 一式 | CA-9000専用タッチパネル式                          |
| 38 | 系統設定機設置金具            | クラリオン<br>HBT294100     | 一式 |                                           |
| 39 | CA9000/CK5000接続用ケーブル | クラリオン<br>W000ACV0      | 一式 |                                           |
| 40 | RS232Cケーブル           | クラリオン<br>W0003CV0      | 一式 |                                           |
| 41 | サイネージケーブル            | クラリオン<br>W0004CV0      | 一式 |                                           |
| 42 | GPSアンテナ              | クラリオン<br>Z0007CV0      | 一式 |                                           |
| 43 | 運転席操作器               | クラリオン<br>RCA225100     | 一式 |                                           |
| 44 | 始発ボタン                | クラリオン<br>RCA227100     | 一式 |                                           |
| 45 | 行先・運賃表示器             | クラリオン<br>CM2751A       | 一式 | 27型ワイドカラーモニター                             |
| 46 | 配線キット                | クラリオン<br>CCA630100     | 一式 |                                           |
| 47 | LED式行先表示器（前面）        | クラリオン<br>CT-8300F      | 一式 |                                           |
| 48 | LED式行先表示器（後面）        | クラリオン<br>CT-8300R      | 一式 |                                           |
| 49 | LED式行先表示器（側面）        | クラリオン<br>CT-8300S      | 一式 |                                           |
| 50 | GPS車載器本体             | 東洋電機製造<br>IORemoter II | 一式 |                                           |

別紙 2

車両の概略デザイン図



※車体ラッピングの上に、運行事業者名、車両番号の表示を重ね貼りします。

# シートカバーを取り付ける小型バスの概要

別紙 3

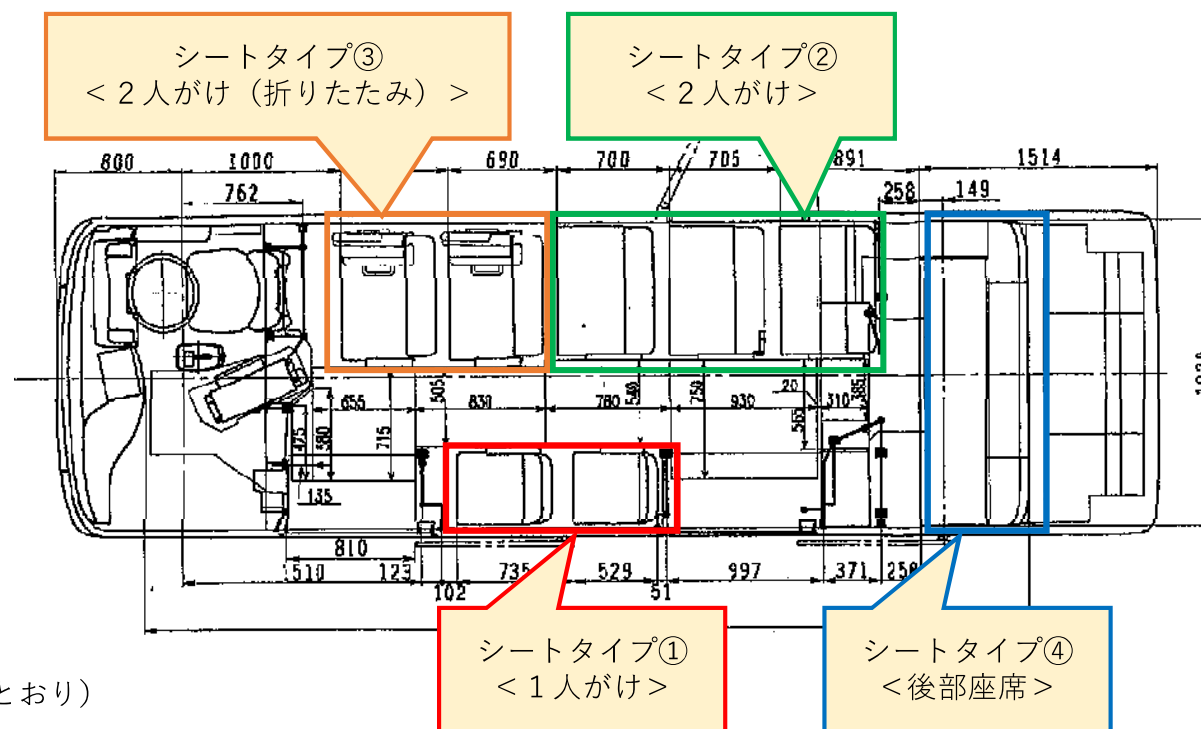
## ■ロング 2 ドアタイプ

### 【主要諸元】

- 全長7000mm 全幅2080mm 全高3100mm
- ノンステップバス・32人乗り  
(乗務員1人 座席16人 立席15人)
- 前2 - 後4 駆動
- ディーゼル車

### 【改造等】

- 座席配置 (右図のとおり)
- 支線バスFLAtデザインにラッピング済み (下図のとおり)



出典：日野自動車(株) HP

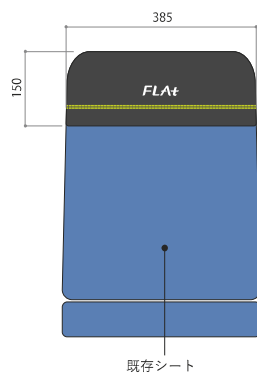


## シートカバーのデザイン

- 【概要】・既存シートカバーの上から被せるタイプ（下図の黒い部分）  
 ・背面の手すり部分等と組んで固定  
 ・既存車体側に加工が必要無いような仕様

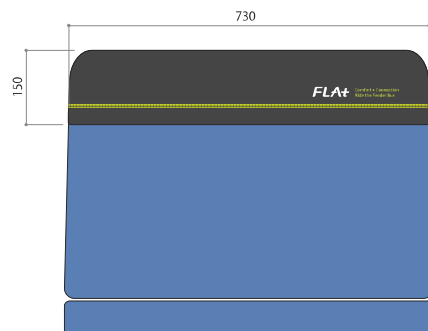
## &lt;シートタイプ①&gt;

ひとり掛け用 × 2



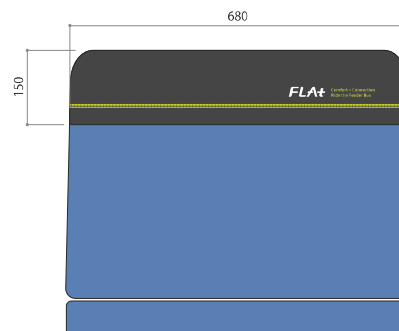
## &lt;シートタイプ②&gt;

ふたり掛け用 × 3



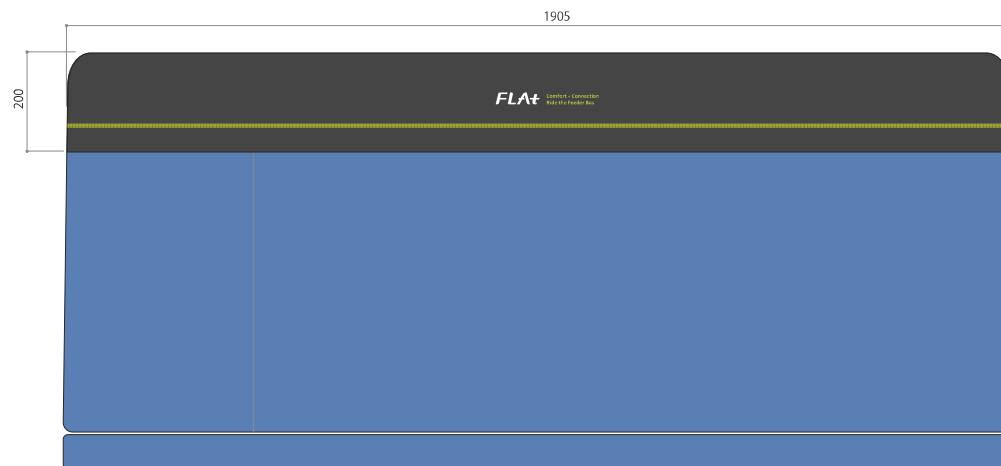
## &lt;シートタイプ③&gt;

折りたたみ席用 × 2



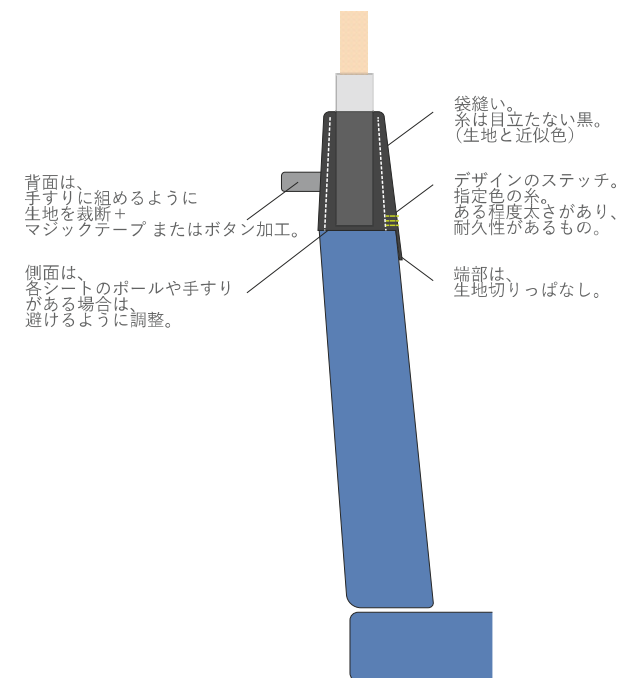
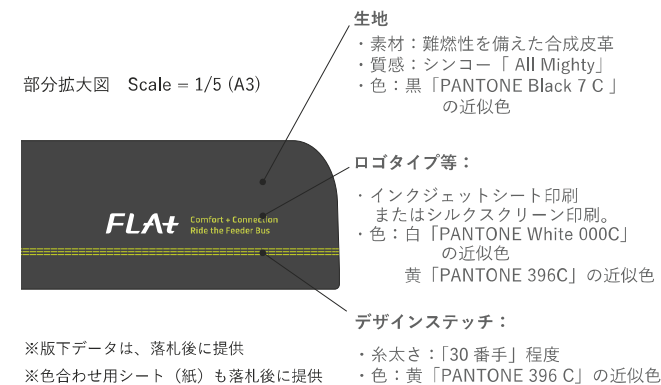
## &lt;シートタイプ④&gt;

後部座席用 × 1



正面図 Scale = 1/10 (A3)

※寸法は概寸法。シートの詳細寸法の確認を行い生地サイズ等の計画を行うこと。



側面図 Scale = 1/5 (A3)

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和      年      月      日

岡山市長    大森    雅夫    様

住            所  
商号又は名称  
代 表 者 名

⑩

令和8年8月20日    付けで公告のあった **路線バス仕様車(小型バス車両)**  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条  
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と  
相違ないことを誓約します。

# 指 名 停 止 等 措 置 状 況 調 書

令和      年      月      日

住      所  
商号又は名称  
代表者名

|                                                 |                                                      |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 岡山市以外の公共機関<br>から指名停止，指名留<br>保等の措置を受けてい<br>るかどうか | 措置を受けていない    ・    措置を受けている<br><br>(該当する方を○で囲んでください。) |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

|                                                 |  |
|-------------------------------------------------|--|
| 公   共   機   関   名                               |  |
| 措   置   期   間                                   |  |
| 措   置   理   由                                   |  |
| そ                      の                      他 |  |

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

路線バス仕様車(小型バス車両) (消費税又は消費税相当額を除く)

| 車種【メーカー、品名、型番等】 | 単価 | 数量 | 金額(=入札金額) |
|-----------------|----|----|-----------|
|                 |    | 2  |           |

※諸経費を含む。

【令和8年度】

## 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る入札に参加を希望する方は、次により、特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

### 1 次の各号のいずれかに該当する者はこの申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 岡山市税（当該市税に係る徴収金を含む。）を完納していない者
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者
- (4) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条に規定する有資格者名簿（以下「一般名簿等」という。）に登載がある者

### 2 申請期間

参加を希望する入札案件の入札公告に定める期日まで。

### 3 申請方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

※申請受付期間中に届くように、期間を厳守（必着）してください。

※申請期間を過ぎて届いた場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

### 4 送付・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課管理係

電話（086）803-1194（直通） F A X （086）803-1736

### 5 資格審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は、特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されます。

なお、岡山市ホームページの特定調達名簿への掲載をもって名簿登載の通知といたしますので、ご確認ください。

※岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

掲載場所： トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 >

1. 業者情報 [入札参加資格審査申請] > 特定調達契約に係る有資格者名簿

### 6 参加資格有効期間

特定調達名簿に登載された日から令和9年3月31日まで。

### 7 申請において使用する言語

申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

## 8 提出書類

| NO | 提出書類                                 | 対 象                   | 摘 要                                                                                                                                                                   |
|----|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 特定調達契約に係る<br>入札資格審査申請書<br>及び誓約書 (原本) | 全業者                   | ・ 指定様式「特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入，押印。                                                                                                                         |
| 2  | 暴力団排除に関する<br>誓約書（兼同意書） (原本)          |                       | ・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入，押印。                                                                                                                                |
| 3  | 使用印鑑届<br>又は<br>委任状（兼使用印鑑届） (原本)      |                       | 申請内容に応じて，いずれか一方を提出してください。<br>・ 入札，契約の締結等を委任しない（本社で契約等すべてを行う）場合<br>指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入，押印。<br>・ 入札，契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合<br>指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入，押印。          |
| 4  | 債権者登録申請書 (原本)                        |                       | ・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入，署名または押印。<br>※ 該当分類は，「特定調達名簿」にチェックをしてください。                                                                                                    |
| 5  | 印鑑証明書 (写し可)                          |                       | ・ 申請月から3か月以内に取得（注）したもの。<br>※ 法人の場合は法務局で取得してください。<br>※ 個人業者の場合は代表者について，住民登録のある市町村で取得してください。<br>（注）申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります。（以下同じ）<br>（例：5月に申請する場合，証明日が2月1日以降のものであれば可） |
| 6  | 滞納無証明書<br>（岡山市税） (写し可)               | 本社又は委任先が<br>岡山市内にある場合 | ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。<br>・ 指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの。<br>※ 各区市税事務所，地域センター等で取得してください。                                                                                  |
| 7  | 商業登記事項証明書 (写し可)                      | 法人                    | ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。<br>※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。<br>（「現在事項全部証明書」は不可。）<br>※ 登記情報提供サービス（PDF形式）で出力した登記情報は不可                                                           |
| 8  | 住民票 (写し可)                            | 個人業者                  | ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。<br>※ 代表者について，住民登録のある市町村で取得してください。<br>※ マイナンバーの記載は必要ありません。                                                                                        |
| 9  | 身分証明書 (写し可)                          |                       | ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。<br>※ 代表者について，本籍地の市町村で取得してください。                                                                                                                   |
| 10 | 登記されていないこと<br>の証明書 (写し可)             |                       | ・ 申請月から3か月以内に取得したもの。<br>・ 後見登記等ファイルに成年被後見人，被保佐人，被補助人，<br>任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの。<br>※ 代表者について，法務局で取得してください。                                                       |

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

## 9 注意事項

- （1） 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
- （2） 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備，不足等がある場合は，申請は受理されません。
- （3） 日本国内に営業所を有しない者は，提出書類の NO.5 から NO.10 を省略することができます。
- （4） 上記以外にも追加資料を求める場合があります，提出できないときは特定調達名簿に登録されない場合があります。
- （5） 特定調達名簿に登録された場合においても，当該入札の公告で定める参加資格がない者は入札参加できません。
- （6） 特定調達名簿に登録された場合は，特定調達契約以外の入札及び見積りには参加できません。
- （7） 申請書提出後，その申請事項に変更が生じた場合には，速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」及び添付書類を提出してください。  
また，会社更生手続，民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件，事故を起こした場合，行政処分等を受けた場合には，その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には，指名停止期間が加算されることがあります。

## 10 その他

特定調達名簿に登録された場合は，岡山市ホームページに「有資格者名簿登載者としての心得」を掲載していますので，必ずご確認ください。（岡山市HP>事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>1. 業者情報）  
また，制度改正及び発注情報等については岡山市ホームページでご案内しておりますので，随時ご確認ください。

【令和8年度登載用】

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書

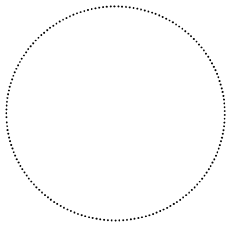
岡山市長 様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した入札参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

- 1 入札、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

令和 年 月 日

|                         |        |                                                                                                                                                                           |                                                                                              |
|-------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者<br>(<br>本<br>社<br>) | フリガナ   |                                                                                                                                                                           | <br>(実印) |
|                         | 商号又は名称 |                                                                                                                                                                           |                                                                                              |
|                         | 代表者職氏名 |                                                                                                                                                                           |                                                                                              |
|                         | 所在地    | 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |                                                                                              |
|                         |        | 都 道<br>府 県                                                                                                                                                                |                                                                                              |
|                         | 電話番号   | FAX番号                                                                                                                                                                     |                                                                                              |
|                         | 消費税届   | <input type="checkbox"/> 課税事業者                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 免税事業者                                                               |

※法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 契約締結先<br>(該当する方に○を記入) | ・委任なし（本社契約）    |
|                       | ・委任あり（本社以外で契約） |

|        |        |
|--------|--------|
| 参加希望入札 | 件 名    |
|        | 開札予定日時 |

|              |            |         |
|--------------|------------|---------|
| この申請の<br>担当者 | 氏 名 (フリガナ) | 連絡先電話番号 |
|--------------|------------|---------|

|                          |  |  |  |                      |      |    |      |     |  |
|--------------------------|--|--|--|----------------------|------|----|------|-----|--|
| (契約課処理欄)                 |  |  |  | 受付                   | 書類確認 | 入力 | 入力確認 | 受付印 |  |
| 過去に登録あり<br>(一般・特定調達・小修繕) |  |  |  | ※停止又は留保・・・ 無 ・ 有 ( ) |      |    |      |     |  |
|                          |  |  |  | ※登録等の内容 ( )          |      |    |      |     |  |
| 受付番号                     |  |  |  | 相手方番号                |      |    |      |     |  |

## 暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

### 記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
  - （1）法人である場合 代表者及び役員
  - （2）個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

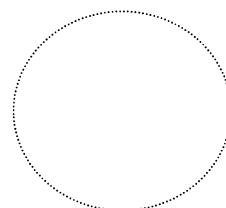
令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



（実印）

## 使用印鑑届

令和      年      月      日

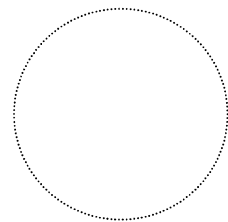
岡山市長 様

〒      ー

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

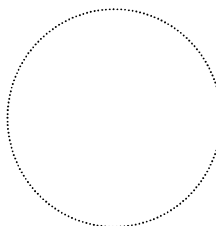


実 印

下記の印鑑は入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領のために  
使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 ☐ 建設工事    ☐ コンサル    ☐ 役務    ☐ 物品(原材料)    ☐ 食料品  
☒ 特定調達名簿    ☐ 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

## 委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

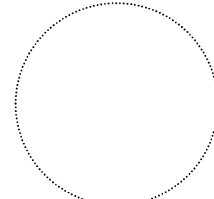
岡山市長 様

〒 -

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名



実 印

岡山市との取引に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。  
また、下記受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しますのでお届けします。

### 記

【該当部門】 ☐ 建設工事 ☐ コンサル ☐ 役務 ☐ 物品(原材料) ☐ 食料品  
☒ 特定調達名簿 ☐ 小修繕業者名簿

〒□□□-□□□□

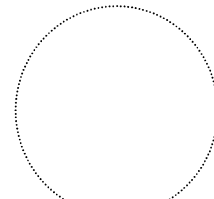
1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

4 委任先電話番号 ( ) -

5 委任先FAX番号 ( ) -



受任者印 ※  
(使用印)

6 委任事項

|   | ・建設工事<br>・コンサル<br>・役務<br>・特定調達 | ・物 品<br>・食料品<br>・小修繕 |                        |
|---|--------------------------------|----------------------|------------------------|
| 1 | ○                              | ○                    | 入札（見積）に参加する権限          |
| 2 | ○                              | ○                    | 入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限 |
| 3 | ○                              | ○                    | 契約を締結する権限              |
| 4 | ○                              | ○                    | 代金の請求及び受領の権限           |
| 5 | ○                              |                      | 共同企業体に関する一切の権限         |
| 6 | ○                              | ○                    | その他契約締結及び履行に関する一切の権限   |

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

|                                                                                      |             |             |     |     |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----|-----|-------|
| 債権者番号<br>名簿登載者以外<br>名簿登載者<br>建設工事<br>コンサル<br>役務<br>物品・食料品<br>小修繕                     | 担 当 課 (以下：) | 会 計 課 使 用 欄 |     |     |       |
|                                                                                      | 課 名         | 入力者         | 確定者 | 確認者 | 受 付 印 |
| 1. 下記の口座は、債権者が保有する口座に相違ないことを確認しました。<br>2. 債権者の申し出により、証拠書類添付の上、変更の申請をします。<br><br>課長 印 |             |             |     |     |       |

## 債権者登録申請書

岡 山 市 長 様

|                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|------------------------------|
| 新規・変更 （ 社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座 ）                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |                              |
| <div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; width: 100px; height: 10px; background-color: black; margin-bottom: 5px;"></div>             旧社名・支店名 （ ） </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |                              |
| 該<br>当<br>分<br>類                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者以外 <input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者 <input type="checkbox"/> 役務 <input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿<br>* 複数に該当する場合は、<br>複数にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> 物品（原材料） <input checked="" type="checkbox"/> 特定調達名簿<br><input type="checkbox"/> 測量、建設コンサルタント業務等 <input type="checkbox"/> 食料品 <input type="checkbox"/> 障害者優先調達名簿 |  |  |  |                              |
| 住<br>所                                                                                                                                                                               | 〒 電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |                              |
| 社<br>名<br>ま<br>た<br>は<br>支<br>店<br>名<br>個<br>人<br>・<br>名<br>団<br>体<br>名                                                                                                              | (フリガナ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |  | 代表者印または署名<br>※個人の場合は個人印または署名 |
| 代<br>表<br>者                                                                                                                                                                          | 肩書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  | 代表者名                         |

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださるよう依頼します。

|                                 |                  |                      |        |                                                            |          |  |
|---------------------------------|------------------|----------------------|--------|------------------------------------------------------------|----------|--|
| 申<br>請<br>者<br>振<br>込<br>口<br>座 | 銀行・金庫<br>組合・農協   |                      | 店<br>所 | <input type="checkbox"/> 普通<br><input type="checkbox"/> 当座 | 口座<br>番号 |  |
|                                 | 通<br>帳<br>名<br>義 | フリガナ（フリガナを必ずつけてください） |        |                                                            |          |  |

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

|                                 |                  |                      |        |     |          |  |
|---------------------------------|------------------|----------------------|--------|-----|----------|--|
| 工<br>事<br>前<br>金<br>払<br>口<br>座 | 銀行・金庫<br>組合・農協   |                      | 店<br>所 | 普 通 | 口座<br>番号 |  |
|                                 | 通<br>帳<br>名<br>義 | フリガナ（フリガナを必ずつけてください） |        |     |          |  |

※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。

## 記入上の注意

- 「代表者印または署名」欄に、本人が氏名(姓・名)を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は代表者名(姓・名)を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。
- 訂正する場合は以下のとおりとしてください。修正液、捨印での訂正はできません。
  - 「代表者印または署名」欄に 押印 した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。
  - 「代表者印または署名」欄に 署名 した場合は、二本線で消したそばに署名してください。
- 申請書は原則として、各担当課へ提出してください。
- 有資格者名簿登載者で岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

# 令和8年度10月入札契約制度の改正について

令和8年3月16日

適切な価格転嫁及びダンピング受注の防止対策として、次のとおり物品製造の請負（印刷や車両など）に低入札価格調査及び最低制限価格制度を導入します。

なお、令和8年10月1日以降に公告等を行う契約を対象とします。

## 1 最低制限価格制度

対象の入札において、最低制限価格未満の場合は、失格とします。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が400万円超4,000万円（※注）未満の入札

### ② 最低制限価格

許容価格の3分の2

## 2 低入札価格調査制度

対象の入札において、低入札価格調査基準価格未満の場合は、調査により落札者とするか否かを決定します。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が4,000万円（※注）以上の入札

### ② 低入札価格調査基準価格

許容価格の75%

### ③ 調査

適正な履行がなされるか否かについて、書類審査、聞き取り等による調査を行う。

### ④ 失格の場合

次順位者を落札候補者とする。

※注 令和8年4月から令和10年3月までの間に契約する場合は、4,000万円ですが、この基準額は2年ごとに見直しが行われます。

岡山市財政局財務部契約課

物品契約係 TEL(086)803-1156  
E-mail:keiyaku@city.okayama.jp